

入札公告書

下記国有財産の一時貸付を一般競争入札により行いますので、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条に基づき公告します。

平成30年6月13日

契約担当官
関東財務局長 浅野 僚也

記

1 一時貸付物件

所在地	区分	数量	備考
埼玉県所沢市並木 6-1-1のうち	土地	3, 232. 37㎡	貸付対象範囲は別紙のとおり

2 一時貸付期間

平成30年7月28日（土）から平成30年8月10日（金）（平成30年7月31日（火）を除く）

3 競争参加者に必要な資格

- （1）予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- （3）入札説明書の配付を受けた者であること。

4 入札にあたって付す条件

落札者は、上記1に掲げる一時貸付物件を風俗営業、性風俗関連特殊営業又は特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

5 入札参加要領及び契約条項を示す場所、入札執行の日時、場所

（1）入札参加要領及び契約条項を示す場所及び入札書等の交付

場 所 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館14階
関東財務局 管財第2部第3国有財産調整官

期 間 平成30年6月13日（水）から平成30年6月28日（木）
（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

時 間 9時00分から17時00分（ただし、12時00分から13時00分を除く。）

（2）入札参加申込み

場 所 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館14階
関東財務局 管財第2部第3国有財産調整官

期 間 平成30年6月13日（水）から平成30年6月28日（木）
（ただし、土曜日・日曜日を除く。）

時 間 9時00分から17時00分（ただし、12時00分から13時00分を除く。）

（3）入 札

場 所 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館14階
関東財務局 小会議室A

日 時 平成30年6月29日（金）10時30分 （受付9時30分～10時20分）

(4) 開 札

入札締切り後、入札会場で直ちに開札する。

6 現地説明

実施しない。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札価格

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金

(1) 各自入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、落札者が指定した金融機関の口座へ振り込む方法により還付するので、振り込みの通知を受領後、入札保証金受領証書を返還すること。また、落札者以外の入札者に対しては入札執行後、その受領証書と引換えに返還する。なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、落札者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

(3) 入札保証金には利息を付さない。

10 落札者の決定

(1) 予算決算及び会計令第79条に基づき作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札を行った者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係る全ての入札者へその旨通知する。上記3(2)に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者と決定する。

(2) 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には、予定価格以上の価格をもって有効な入札をした他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

11 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、一時貸付料は契約締結と同時に支払うものとする。

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細については、入札説明書等による。

(3) 本件入札にかかる情報は以下のとおり取り扱う。

①入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに関東財務局のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をい

う。以下同じ)の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率、備考(その他参考となる事項)

②契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページにおいて公表する。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、契約年月日、年額貸付料(貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料)、契約期間、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率、備考(その他参考となる事項)

(4) 上記(3)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

(5) その他不明な点については、関東財務局 管財第2部第3国有財産調整官に照会すること。
TEL 048-600-1184 (ダイヤルイン)

